

の趣旨は、大赦令によつて恩典を受けた者が、ことごとくいわゆる前科抹消の恩典を受けたのであるかどうかというふうな意味のお尋ねでございますから、その點はつきり御認識の上において、今井委員に御回答を願いたいと思ひます。佐藤政府委員。

○佐藤(藤)政府委員 たゞいまのお尋ねの點につきましては、委員長からのお言葉もございました通り、昨年の大赦令によつて、刑の言渡しの效力を失つた者につきましては、司法次官の通牒によつて、全國の市町村役場において、前科抹消の手續は全部實行いたしておるものと存じております。

○今井(は)委員 各方面で聞くところによりまして、まだそれが行き渡つておりません所が、多々あるらしいのですから、これは特にもう一度通牒を出し願ひたいと思ひます。

○佐藤(藤)政府委員 その點につきましては、もし抹消の手續が漏れておるところがありますれば、またこちらで本省の方から通牒を發して、極力實行を完成するように督勵いたしたいと存じております。

○今井(は)委員 次にこれは恩赦法とは關係のないことではありますが、司法省の方においでになられましたので、ついでにちよつと私からお話申し上げておきたいと思ひます。過日私が上京いたしましたときに、客車が非常に混んでおりましたので、やむなく郵便車に乗つてまいつたことがございます。そのとき途中で二名の囚人が、二名の看守に二名の警官に附添われて同乗いたしました。ところがそのときに看守の方なり警官の方がタバコをすばく／＼と吸つておいでになりました。囚人は

大變欲しそうにしておりますので乗り合はした他の方が、まことにかわいそうだと思ひまして、そうしてタバコを與えられた方がありました。そうするとそのときに看守の方が、物も言わずに、それをひつたつてとりました。そうすると囚人は大變に憤慨してどうしてこれなのかと、今にも飛びつかんばかりの格好でありました。いかに罪人とは思ひながら、やはり彼らも人の子であります。人が喫んでおればやはり欲しいに違ひありません。それに自分たちが喫んで見せて、しかも人があつたものゝを、わけも言わないでいきなりひつたつてとるといふやうなことをして、彼らに改心せしむるところの資格がありましようか。私はそのときに大變なさけなく思ひまして、それらの警官、看守に向つて、あなたたちもお喫みになるのをお控へなすつたらいかでですかと御注意申しましたところ、周囲の人もみなお喫みになるのをやめられましたので、その囚人は初めて静かな顔になりました。ちよつと社會黨の先生方も二人ばかり乗つておいでになりましたが、そつういふ看守のやり方は、まことに人間味がないと思ひますので、もう少し看守なり警察官に、人間味をもたしていただきたいことを私は希望します。

○庄司委員長 たゞいまのは政府から御答辯を御要求になつていないようございしますが、御希望だけで宜しうございしますか。

○今井(は)委員 何かそれに對して御答辯がございしますれば、一應承るものが、できれば幸かと存じます。

○佐藤(藤)政府委員 たゞいまお話の

やうなことが行われることは、まことに遺憾に存じておるのであります。御承知のように受刑者には喫煙を禁じておりますので、おそらく附添いの看守が、その喫煙をやめさせたものと思ひますが、みづからが喫煙を禁ぜられておる受刑者の前で喫煙するといふやうなことは、これは極力慎まなければならぬことなのであります。そつういふことが今後行われることのないやうに、十分注意いたしたいと考えております。

○今井(は)委員 先ほどから御懇篤なる御答辯によりまして、大體了承いたしましたので、これで私の質疑を打ち切りたいと思ひます。

○庄司委員長 ほかに恩赦法に關する御質問はございませんか。別に御質問もないやうでございしますから、それではお許しをいたしまして、委員長席に着いたまゝ、はなはだ恐縮でございますが、一委員として二、三の恩赦法に關する質問を、便宜上この席からお許しを願ひたいと思ひます。實はこゝに國務大臣としての司法大臣の御臨席を得たかつたのであります。が、私のお尋ねのうち重要なものは、後刻で結構でございますが、お打合せの上、大臣より御答辯願ひたい。また刑事局長において政府委員として、責任を持つて御答辯の頂戴できるものは、御答辯を頂戴することをお願い申し上げます。

質問の第一點は、恩赦法の根本的理念いかん。大變やかましくなりました。現在行憲法によつて、天皇の大權によつての、ほんとうのお上の恩赦であつたのであります。新憲法によつては、

國家が、換言するならば、國民全體が受刑者に、犯罪者に、あるいは刑餘者に人類同胞の、あるいは國家人民兄弟姉妹の觀念の上から、過去の罪を、あるいは失態を許してやるといふ、最も高尚なる道義精神の發露の結果、内閣が閣議を開き、内閣總理大臣の名によつて、天皇の御認許を受けて大赦恩赦を施行せられる。こつういふ段階でございまして、從來の觀念は、天皇の大權により、天皇の無限なる御慈愛によつてお許しをいたしたのであります。御赦免をいたしたのであります。

○今井(は)委員 新憲法においては、國家が、國民全體が過去の犯罪者受刑者を許して、この後、眞に再生の人に更生して欲しいといふ、そつういふ期待の上において恩赦を施行せられるものであるかどうか。新憲法に即應したところの恩赦法の、立法の根本的精神いかんといふことを、第一點としてお伺い申上げます。

第二點は、この恩赦法によつて恩赦を頂戴した者、大赦なり特別特赦なり、あるいは普通特赦なり、あるいは減刑なり、とにかく本法によつて恩赦を受けた者が、市町村役場の刑名簿の中に何年何月何日何號によつて大赦を受けて刑の效力を失はしめた、あるいは減刑した、あるいは復讐させたといふやうな檢事の通牒によつて、一生生涯現行の刑名簿制度の下に、大赦を頂戴して許されても、裁決の效力が失はれても、なおかつ、たゞいまの状態のもとに、その人が墓場に行くまで、一生生涯、恩赦を頂戴したといふことは一片の通牒によつて登録されてはいるけれども、過去の犯罪記録を永遠に一生生涯、市町村役場の刑名簿に残す政府の御方

針であるかどうか。從來、恩赦を受けた者はたとへば勅令何號によつて恩赦を受けた、大赦を受けたといふ通牒はございしますけれども、そのまゝ市町村役場の刑名簿に登録されておいた。司法省のやり口は、そつういふやり口であつたのである。つまり檢事局の指導は、戸籍寄留事務の上においての指導方針は、さやうな状態であつたのであります。さやうな状態では、せつかく恩赦を賜つて、裁判判決の效力まで失はしめるところの、ありがたい恩赦を受けたにかゝらず、過去の惡の記録が永遠に一生生涯残つてゐる。こゝに全國幾百萬のジャンバルジャンが現われている。こつういふふうなことになるのでございしますが、新憲法に即應して、憲法附屬の一つの恩赦の大權によつて、この後その點はどういふやうに、政府、司法省は處理されて行くのであるか、まことに私は憂慮に堪へないのであります。私は過去十箇年の間、前科抹消に關する建議案をちよつと五回、請願その他十有何回の演説を、いわゆる前科抹消司法保護關係において述べてゐる。私の過去の十箇年の議員の生活の言論の大半は、司法保護並びに前科抹消の問題をもつておゝわれしております。非常な熱意をもつて自分はやつてまいつたのであります。が、先ほど今井委員の御質問に對して、刑法改正の前科抹消の件も、次の議會に延びたといふやうな御答辯があつて、はなはだ遺憾でございしますが、不幸中の幸い、恩赦法が上程されたことは、非常な満足でございします。だが、この恩赦法によつて恩赦を受けても、たゞいま申し上げたやうに、くどいようでありますけれども、市町村の刑名簿とい

うものは將來とも存置して、過去において彼が恩赦を受けたといえども、前科者であつたという惡の記録を残さしめるところの措置をとられんとするものであるか。願わくは、そういうことがあつてはならないと、本員は考へるのではありませんが、その點、司法省の御意見はいかゞでございますか。

第三は重大な問題でございます。ただいま佐藤政府委員がお述べになつておるうちに、特定の年限を経過せるものは、前科抹消の刑法の改正案までたゞいまもたれておる司法省であります。が、今回の衆議院、參議院、あるいは都道府縣會議議員その他の公選議員の資格申請の條項の中に、こういう一項がある。過去において逮捕監禁され、あるいは裁判の有罪の判決等を受けた事實があるならば、一切それを記載せよ。こういうのがいわゆる資格申請書の中にプリントされてあるものであります。これはきつめて單純な事件のようであるけれども、いやくしも前科抹消が提案されんとして、かつ大赦、特赦等によつて、過去の犯罪が御赦免を受けた者であつても、逮捕監禁され、あるいは刑の實刑を受けた者、あるいは罰金刑等に至るまで、その資格の申請書に記載しなければならぬ。記録まではよろしいのであります。けれども、御承知の通り今日の選舉法によつて、その資格を申請したる記録、その記録が一般の國民、人民の間に公開されるのであります。折角政府が親心を以て大赦あるいは特赦を與え、あるいは復権を與え、選舉界に立つて國家のため、あるいは地方のために貢獻せんとするその人の過去の経歴、勞働運動とか、農民運動とか、思想運動とか、あるいは

は新聞紙法違反出版法違反等と、輕度の犯罪によつて、刑罰を受けた人であるならば、あえてその誇りを失ひません。けれども、普通刑法、その他特別刑法等によつて、過去において、あるいは十年前に、あるいは三十年前に刑を受けた。そういう人までが過去において逮捕監禁され、あるいは刑を受けたことを記録し、それを一般國民の間に公開せよとすること、資格調査の公開制度をとられておることはどういふことであるか。目的はどこにあるのであるか。恩赦法並びに前科抹消法とまことに矛盾撞着もはなはだしきところのやり方ではないか、こんなふうに本員は考へておるのであります。この點は特に司法大臣より直接御答辯を願ひたい。折角の恩赦法を提案され、折角また次の議會にはいわゆる前科抹消を刑法の一部改正の中にうたわんとすると、この司法省がどういふ考へで、過去において刑罰を受けた、あるいは大赦、恩赦を受けた者といへども過去の犯罪の事實の記録を事新しく國民同胞の前に公開しなければならぬのであるか。候補者たらんとする者の資格申請の上において、いかなる必要があるのであらうか。これは重大な問題であります。實は本會議の場合に、本員はこのことを天下の輿論に訴へるために述べたかつたのであります。よつて本院の一角でありませんでした。よつて本院の一角で發言するよりほか餘儀ないのでございしますが、重大な問題である。こういううな點において、司法大臣は特に國務大臣として責任ある御答辯を願ひたいと思ふのであります。既に申す中には何十年か前に過去の何らか刑法あるいは

は現在において廢止されたところの治安維持法であるとか、あるいは官吏侮辱罪であるとか、そういうお廢しになつた法律刑法等によつて處罰された者といへども、過去に逮捕監禁され、あるいは刑を受けた、あるいは罰金刑を受けた事實をそのまゝありのまゝに申告しなければならぬことは、實に文明國として、文化國家のために私は殘念でたまらない。こういう意味において、司法省はどういふ御見解をもつておられるか。これが第三點であります。

第四點は道徳上の宿題といふものは普遍的でなければならぬ。キリストはその弟子に問はれて、過ちを七たびまで許すかといふ問ひに對して、それを七十倍せよと言はれております。これは宗教的解釋であるが、先ほど今井委員の御指摘になつたように、昨年の大赦において、強姦殺人あるいは尊屬親殺といふ一部の者が取殘されて恩典に浴し得なかつたのである。私は日本が根本的な民主的大革命の新憲法の公布に際し、また来るべき五月三日の新憲法の實施に際し、そこに差別があつてはならない。たとへばどんな悪い者でありまして、宗教的に言ふならば、罪の深きところに恵みまた大なり。かくのごとくパウロは述べておる。一部の者の大赦に恩赦の大赦あるいは特赦、減刑の恩典を與えないといふところ、に、非常な錯誤があり、錯覺がある。私は司法保護事業に携はるること二十八年であります。どの刑務所を訪問して受刑者と座談會をやつても、あゝいううな差別待遇によつては永遠に救われなかつた、自分たちの境遇を彼らみずから自願的にのうておる。これは司法

省に對する怨嘆の聲であります。赦す場合に對しては、その赦されるところの宿題の厚薄は別問題であります。しかし、いやくしも新憲法實施の際において、特に戦時中において、長期刑のごときは食糧減せられ、普通の囚人の二倍も三倍も餘計に働いて受刑者だけの何らの恩典に浴し得なかつたといふことは、實に遺憾千萬なことである。現行憲法によつて天皇の大權は、たとへば兇惡非道の者であつても、無限の慈愛をもつて宥恕せられんとするところの天皇の御意思である。私は考へるのであります。國民もまた、たとへば兇惡なりし過去の殺人強姦でも、その中には罪を悔いておる更生者がある。たとへば罪名、罪質がいけないから、これだけは最初からいけなかつたといふので、それをオミットするといふときは、眞に恩赦の精神が普遍化されるゆゑんではないと思ふのであります。よつて私は新憲法實施の五月三日をもつて、さきに恩典に漏れておつた者を救済するところの信念をもつて、司法大臣は賑起されなければならぬ。今全國の刑務所にさういふ差別待遇を受けて冷たい、のろいの考へでもつて朝夕鐵窓裡に泣いておる同胞が數萬人あります。これは太陽の光のごとく、恩赦は普遍化されなければならぬ。私はさういふ信念である。しかるに一部の者だけがこれは絶對にいけないのだ。勅令の建前でございすか、あるいは内規でございすか、まつたくたゞいま長期刑の者等は、繰返して申上げるのは、實は時間的に恐縮いたしますけれども、長い戦争中において一人一倍、二倍も三倍

も働いて、その食糧の六分の飯は四合に減ぜられた。ゆゑに現下戦時中において刑務所の受刑者の死亡率といふものは非常に殖えておるのである。それほど榮養の少い食糧をとり、過度な勞働を強要せられ、それも國家のためな赦として働いてきたのである。その連中にも限りなき天皇の、あるいは國家の愛が普遍化していかなければならぬ。私はさういふ信念をもつて、第四の質問は来るべき五月三日に、新しい恩赦法によつて、普遍化されたところの恩赦の施行の斷行を要望してやまないのであります。もしそれ、この恩赦法を直ちに適用すること能わぬ場合はいやく思ひ切つたところの假釋放の斷行をせられることが望ましいのである。その平ならざればすなわち鳴ることに申しております。すなわち一部の者の者がその恩赦に浴し得ないところに「もの平ならざればすなわち鳴る」――不平不満、いやく俗に言う思想の惡化が醸成されていくのである。よつて司法省は五月三日の新憲法實施日をほくし、内閣總理大臣をして新日本の門出において、この恩赦法を活用されましても、決して國民の大多數は反對しません。天皇また欣然として喜んで恩赦を御認證くださることは言うまでもないのであります。取殘された一部の、鬼界ヶ島に取殘された僧都俊寛のよう、氣の毒なる多數の受刑者のために、限りなき大慈大悲の大愛が、この恩赦法の中にこめられて發露されんことを、私は要望してやまないのであります。これが第四の質問であります。

以上の四點の質問のうち、佐藤局長

において責任をもつて御答辯頂戴することができ得るものは、御答辯をいたさうございませう。大臣でなければ御答辯のできないものがあれば、後刻大臣御臨席の上、直接御答辯を煩わしいと思ふのであります。

○佐藤(藤)政府委員 たゞいま委員長からのお尋ねに對しまして、私の考えをお答えしたいと存じます。

第一點の恩赦の目的でございますが、これまで恩赦の目的として考えられておりますことは、大體二つになつておるのであります。その一つは法律の畫一性から生じてくる欠點を緩和して、これを補正しよう。さらに具體的な事件についての裁判の效果、すなわち刑の言渡しの效果をして、適當にこれを補正しようということが、恩赦のおもな目的であると考えておるのであります。その次は犯人の改悛の事情、また犯罪後の社會情勢の變化によりまして、前の刑の言渡しの效果をそのまま、存続せしめることが不當になつた場合に、これを補正しようというものが、恩赦の目的であると考えておるのであります。しかしながら、これまでたび／＼行われました恩赦の經驗によりまして、むしろ第二の目的として申し上げました犯人の改悛の状況、及び社會の情勢の變化によつて、既に言渡された刑の言渡しの效果を變更せしめようという、この目的が主として活用されておつたように記憶いたしておるのであります。

おきまされども、絕對これは他に發表し、あるいは漏らすというふうなことはないように、嚴重に警告いたしておるのであります。もちろん以前のようには戸籍簿にこれを記載するというふうなことは、いたしておらないのであります。なお恩赦の恩典に與かつた者、すなわち刑の言渡しの效力に變更を生じ、あるいは消滅した者に對しては、検事局の方から市町村役場に通知して、前科者名簿を訂正させる、あるいは抹消せしめるという方法を講じておるのであります。しかしながら前科者名簿を存置するということは、犯罪の捜査檢舉に對して、一つのよりどころとなるのであります。検事局方面また警察方面において、犯罪の捜査檢舉等に、この前科者名簿を利用いたしておるのであります。従つて今後刑の言渡しの效力について恩赦の恩典に與かつた者を、一様に前科者名簿から永久にこれを抹殺してしまふということ、これは、直ちに實行できるかどうか、十分研究してみなければならぬのであります。今のところは全部これをなくしてしまふということ、將來の犯罪の捜査檢舉に際して、非常な不便を生ずるのではないかと、いふに考えられます。その前科者名簿を、永久に消滅せしめてしまふということは、直ちに實行することは困難であるといふふうな、私は考えておるのであります。しかしながらこの點はせつかく恩赦の恩典に與かつた者を、たとへば公表したくないにしても、そういう者の記録を存在せしめておくといふことは、その恩典に與かつた者に對して、またその子孫に對しても相當迷惑なことと考え

まするので、その點の記録を消滅せしめるが、あるいは存続せしめるか、あるいはいかにしてこれを保管するか、といふようなことについては、十分研究いたさなければならぬと存じておるのであります。

それから第三の議員候補者の資格調査の申請書に、前科の有無を記載せしめるというものは、これは不都合ではないかという御意見を承つたのであります。が、實は私は資格調査申請書の記載事項を詳しく存じておりませんので、この點は篤と調査いたしましてお答えしたいと存じます。

それから第四の、来るべき新憲法實施の際に、さらに新しい恩赦法に基く恩赦が行われるようにという御希望を承つたのであります。が、この點は御希望の點を司法大臣に申し傳へましてよくお考えをお願ひつておるのであります。なお從來恩赦に漏れておる者に對して、假釋放をできるだけ活用するようには、假釋放の制度を極力活用いたしておるのであります。この點につきましては、今後といへども十分努力して、假釋放の制度を活用いたしたいといふふうに考えております。

○庄司委員長 議員候補者の資格申請書の中に、逮捕監禁あるいは刑罰を受けたことの事實等を記載せしめ、それを天上民衆の前に選舉管理委員會を、公開せしめる件に關しましては、國務大臣としての司法大臣に、後刻適當な時間に委員會に御答辯あらんことを、政府委員より御答辯を願ひます。ちやうど正午近いようでございますから、これで一時期休憩いたしまして、

午後一時には恩赦法案に關し、殘餘の質問の御希望あれば、その際御繼續を願ひことにいたします。なお一方統計法につきましては、各派で一つ政務調査會なり代議士會なりにお諮りを願ひます。氏原委員の方より統計法案に關しまして強い希望の、まことに適切安當な附帶決議の御試案が出ております。それを後刻公に委員會の協議議題としたいと思ひますが、その御趣旨は、統計法案を實施するにあたり、各都道府縣あるいは市町村等に至るまで、統計に關する制度の擴充強化を速やかに政府が善處されたい旨の大體の意味における御要望でございます。まことに結構な附帶決議である、委員長だけ考へてはいる次第であります。もつともな次第の附帶決議の御試案のようでございます。それら、各派において政務調査會なり幹部會なりにお諮りをいたさうとして、統計法案に關しては、こゝの意味の附帶決議のもとに、まだ討論終結になつておりませんけれども、大體の見透しから言へば、原案のまゝ御承認のような空氣のうちに拜承しております。それは討論をやつてみなければわかりませんけれども、打診の上から言へば、そういう空氣になつておりますので、たゞいま申し上げたような趣旨の附帶決議をつけて、本案を了承する、本委員會は可決するといふような空氣に關する各派の御意向を、でき得る限り午後一時ごろまでにおまゝと下さいまして、また各派を代表して、原案に御贊成の場合は贊成の御意見をなさる、あるいはまた修正等の御意見がもし萬一あつた場合は、修正等の方面も適當されて、各黨の上において責任をもつて各委員が、お臨み

くだらんことをお願い申し上げたいと思ふのでございます。ほかにどんなか御發言はございませんか。――それではこれをもつて休憩いたします。午後一時四十分休憩。午前十一時四十分休憩。

午後一時三十一分開議

○庄司委員長 それでは午前中に引き続きまして本委員會を再開いたします。先ほどお聴きの通り、私が一委員として皆さんの御許しを得まして、政府にお尋ね申し上げた中の、政府の御答辯がまだ保留されております。一、二點がございまして、その一は既に聴ききの通り、今回の各公選に際して、それぞれの立候補者の資格申請書の中に、過去において逮捕監禁され、あるいはまた刑罰を受け、罰金刑等も受けた人々でありますが、それら、裁判の判決によつて處罰を受けた者、しかしてそれらの人が大赦、恩赦等の恩典を受け、裁判判決の効力が失われましても、いわゆる法制上前科者でなくなりましても、なおかつ資格申請書に、一切の過去のことを書かねばなりません。まに恩赦、大赦を受けざるもむろんのこと、一切の過去の法的制裁を受けた事實を、ありのまま、書かなければならないといふような條項がございまして、その結果といふものが、やがて選舉管理委員會において、その資格の調査書が公表されるために、せつかく政府が、恩赦法をつくつて、大赦、特赦等と與へましても、それらの、今までは天皇の大權による恩恵、今後は國家國民の赦免を受けるところの恩赦を受けましても、過去あるいは何十年前の古きずであります。

も、それが社會に暴露されるところの運命となるのでありまして、恩赦精神が暴露されるところの矛盾著した結果を招来するおそれが多分にあるのであります。このためには、あるいは家庭の悲劇を惹起するやもわからぬのでありまして、また一切の社會人は、彼の過去のさうな暗い影を知らずに、あるいは忘れてしまつたものまでも、再びこゝに暴露されるといふことになりまして、司法保護事業法という法律の精神にも反することはむろんのこと、たゞいふ議題となつております恩赦法の恩赦の精神にも背反するおそれが、多分にあることを恐れます。かようなことはまことに文明國として残念である。司法保護の建前から言ひましても、恩赦法の精神の上から言ひましても、望ましくあらざることである。こゝういふ意味において國務大臣の御答辯を本員が要求した次第でありまして、それらに對しまして、司法大臣がたゞいま裁判所構成法の改正の委員會に行つておりますので、公選立候補者の資格問題關係の主管大臣であられる關係上、金森國務大臣より御答辯あるやの情報に接したのであります。よつてこれより金森國務大臣の御所見を承りとうございします。

ところが、實際今度の事情といたしまして、この資格審査の方は、人の刑罰状態なんかを調べるのではございませぬ。ある一人の人につきまして、過去の詳細な履歴書を出していただいて、その履歴書に基いて全般的に追放該當者であるかどうかをきめるという立場であります。がために、法律上の問題としては、もう缺點が除かれておりまして、事實のあつたことを、やはり明らかにして審査しなければなりませんので、そこで今仰せになりましたやうな犯罪とか、刑罰の結果とかいふことを列挙しなければならぬことになるのも、また一面やむを得ない事情があるわけでありまして、それから、ひとりそればかりでなく、罰せられなくても、逮捕せられたといふことだけでも書かなければならぬといふふうになつております。このことは、なつておりますとこゝう申しますと、いかにもおきから批評的に考へてお答えをしておるやうに見えますけれども、大體問題が昨年の一月四日に、いわゆる公職追放の學書というものが與へられておりまして、その學書に附屬いたしまして、この學書を實行いたしますためのいろいろの細目が、はつきり書いてありまして、そのBという附屬表の中に、調査表にはこゝういふことを書かなければならぬといふことが示されておりました。その中に調査表のB號の第十二というものがあつまして、今問題になつておりますやうなことは精密に書くべきことになつておるのであります。かやうな學書とその細目に基きまして、この事務を執行していく關係でありますから、どうして書いていただかなければ、國際的な關係において義務を果すことができないといふことにならうと思つております。そゝういたしまして、さういふことを書かれた文書を秘密に扱へば、いろいろの缺點は自然除かれることと思つておりますが、これを秘密に扱うといふことは、一面において好ましい理由がありましても、追放關係のことを最も確にやつていきますために、これはとても普通の方法ではできません。大體この追放といふことは、刑罰でも何でもございませぬので、たゞ日本が起き上つていく立場から見て、政治その他の公職に關係することを好まざる人をふるいにかけて選り分けよう、そこである一つの理想から願ひて、ふるいにかけて選りわけよう。こゝういふわけでございまして、どうもその點は別個の見地から考へていかなければならぬと、さういふなふるいをかへますときに、とても政府だけで個々の人の履歴がわかるわけでもございませぬ。それを絕對公平といふやうな建前でやつていきますためには、國民の批判に訴へるということが必要であります。そこで提出されたところの調査表は、何人でもこれを見ることのできるという手續にしていくよりほかに、また途がないことになつてきます。そんなやうな事情で、昨年一月四日の學書の附屬のB號の十二項といふものの中に、具體的に、こゝういふことは調査表に書かなければならぬといふことが示されております。その公職に供せなければならぬといふことが、種々なる制約からして定まつておるのでございまして、その結果この二つを合わせると、いかにも個人過去のに嚴密な批評を加えて行くやうな

感じが起つてきますけれども、何分にもこの重大なる追放者關係のことをやりますためには、どうしても絕對絶命で、ほかにうまい方法がないのでありまして、現在のところは、かやうなふうになつておりました。はなはだ遺憾ではございしますけれども、この方法をとつていくのが正當である、こゝうお答えを申し上げるよりほかに途はないと存じております。たゞ今お示しになりましたやうに、その點も十分考へべきことであるから、ご追放關係と縁故の薄いやうな事柄につきまして、何らか記載を簡便にするとかいふ方法で、今のやうな思ひからぬ點の、せめて一分でも救ひ得るやうな餘地があるかも知れないのであります。今すぐといふわけにはいきませぬけれども、さういふ點があるかも知れませんが、その點は何か工夫をいたしまして——工夫といひまして、はつきり目的のあることではございませぬけれども御趣旨をなるべく達成するやうに、努力してみたいと考へております。

○庄司委員長 大體御趣旨のある點諒承いたしました。たゞ本員は司法保護事業に二十有餘年の経験の上において、もし社會に忘れ去られてゐる古い前科等が、この資格申請書の調査書によつて一般に公開された場合、政黨政治が前烈にあるいは無謀に對抗するやうになりますと、何某候補者が何十年前に賭博を打つた前科一犯者であるとか、あるいは何犯者であるとか云々と、かゝるやうな選舉妨害に近いことまで流布される恐れがあり、それが大赦、恩赦等によつてまづたく復讐し、立派な方に立直つておる人でありまして、

過去の古きすを洗い立てられるといふやうなことは、かなり選舉妨害に濫用されるおそれがあります。また子供が親の古い前科等を知らなかつたものが、偶然さういふ記録によつて、あるいは第三者より耳にして、子供が親の前科を知るといふやうな、家庭的の悲劇をみることもあり得ると思つております。さういふことは、人道的な大きな問題でございまして、適當な機會にきわめて簡単に、たとえば明治何年の何月に刑法第何條の處刑を受けたことがあるといふやうな簡単な記録ならよろしいのでございしますが、あれにはなるべく詳細に云々といふことがあります。まことに司法保護といふやうな建前と、恩赦法の御趣旨から言ひまして、望ましくあらざることではございませぬ。このことも政府におかれましては御意慮をお願い申し上げたいといふことを要望いたします。金森國務大臣に對するところの質問はこれで打ち切ります。木村司法大臣に對し御答辯を願つておるのは、昨年十一月三日の大赦により、三十八萬何千人が恩赦を受けた喜びしい新憲法公布の喜びの訪れがあつたのであります。その際に不幸にして罪質罪名等の關係でございまして、あるいは短期間内において一回恩赦を受けた者、凶悪なる犯罪、あるいは常習犯のやうなもの等、あの恩恵に浴せざりし者が、相當全國各刑務所にあるやうでございします。また釋放された者の中においでいます。あるやうでございします。相當刑務所内の座談會等は、不平不満が横溢しておるやうな状態であります。殊に長期の受刑者は、戰爭中において食糧事情の上から食糧の量を減され、しかも國家のため戰爭完遂の

ためにはという御指導のもとに、二人前も三人前も勞務を強化され、また喜んで勞働に服した諸君であります。受刑者といえども、戦時中においては非常に働いた諸君であります。罪名罪質のいかんを問はず、一部の者だけが取殘されて、差別待遇的に恩赦から漏れているということは、まことに残念であります。もしもこれの恩赦法等により新憲法實施の五月三日等を期して、さいわいにも司法大臣の御勸告により、内閣總理大臣より天皇の御認證を受けて、こゝに再び新しい恩赦法による第一回の恩赦が行われるような幸いがあるれば、まことに獄裡の中に恩寵に感激するものがあると思ふのであります。もしもどうしても新憲法の實施日等において、第一回のこの恩赦法による恩赦の施行ができないうような事情が萬一ありました場合、さいわいに從來行われております假釋放をひとつ相當擴大強化されまして、十數年あるいは二十數年という長い長期刑等において、恩赦に漏れております者を、假釋放の擴大強化によつてその刑期を短縮され、近き將來において天日を仰ぐことができ得るような措置を講じていただくことが結構なことである、かように考えます。よつて恩赦法の施行と同時に、いま一度恩赦關係のことを御考慮を願ひ、萬一不可能の場合においては、假釋放の擴充をおはかりくださつて、御善處を願ひたい。これらに對する司法大臣の御所見を承りたいのであります。午前中に申し上げたのであります。重複して委員各位にはなはだ恐縮ですが、さうな意味において御所見を承つておきたいと思ひます。

○木村國務大臣 たゞいまの御質疑に
お答えいたします。恩赦は申すまでもなく國家の恩恵であります。恩恵はなほとけ廣く、事情の許す限りこれを及ぼすということが、趣旨であらうかと考えております。この恩赦法施行後に、いつ恩赦が行われるかどうかということとは、たゞいま言明の限りではあります。恩赦が行われるものといたします。その恩赦の根本精神をよく把握いたしまして、なるべく委員長の仰せになりました趣旨に副いたと存じております。なおこの際假出獄の活用について申し上げたいのであります。この假出獄は、私はぜひともうまく運用したいという考えを前々から申しておるのであります。就任以來この制度の活用につきましては、司法當局では相當考慮いたしてきた次第であります。今後とも、あらゆる觀點から考へて、この假出獄の制度の活用というところについて、十分な努力を拂ひたいと考えております。殊に恩赦法施行にとらみ合せて、事情の許す限り假出獄の制度の活用ということ考へておきたいと思ひます。

○庄司委員長 なおこの際いま一點だけ伺ひたいと思ひます。受刑者を以て眞に改過遷善の實をあげしむるためには、教師といふような精神的指導の役人もござりますが、直接受刑者に日々當つておられますところの刑務官吏、あるいは看守諸君、これらの待遇は相當改善をしておられなければならぬと思ひます。新聞の報道によれば、刑務所看守の本俸及び諸手当の合計の平均は四百三十圓であるといふのであります。現下わが國官公吏中における最小限度の俸給生活者であるのが、看守諸君である。従つて看守の志願者も、その學識経験においてきつめて程度が落ちております。一般の巡査諸君よりは、はなはだ遺憾ながら程度が落ちております。ぜひ素質のいい、相當の教養のある青年がこの刑務所官吏を志願することができ得るやうに、また一家の生活の安定をはかり得ることができるようには、はなはだ恵まれておりません。刑務所の下級官吏諸君のために、大臣におかれては一段と御考慮を願つて、彼らの待遇改善に處していただきたい。これによつて氣持よく受刑者のよき友となり、受刑者の指導者たり得るのであります。さういふ點において、刑務所官吏のために一段と追加豫算その他の方法で御善處あらんことを希望してやまないものであります。この一點だけ御所見を承つておきたいと思ひます。

○木村國務大臣 まつたく刑務官に對して御同情ある御意見を承りました。私感謝にたえません。由來刑務官が物心兩方面において他の行政官に比べて非常に低位にあつたといふことは、私は率直に認めざるを得ないのであります。就任以來しばしばその聲を大にいたしました。その改善を私は叫んでおつたのであります。さいわいにして漸次改善されてまいりました。なお全般にわたります官吏の給與これとにらみ合はせまして、たゞいまその點についての改善策を考案中であります。もつとも今お説にありまじやうに、刑務官は、いわゆる一たび刑を犯した人でありまして、これを善良なる國民の一員として國家に役立たせざることを目ざして、晝夜働く貴い職に當つておる人でありまして、この人たちに對して、物心兩方面から大いに報いなくてはならぬといふことは、國家としては當然のことでありまして、司法當局の一員といたしまして、私は將來ともこれらの生活改善については、全力を注ぎたいと考えております。

○庄司委員長 了承いたしました。ほかに委員各位におかれまして、たゞいま司法大臣は豫算總會並びに裁判所法案等の委員會にもお出ましの關係上、時間がございせんけれども、簡単な御質問ならば結構だと思ひます。御發言の御希望の方は、この際恩赦法に絡んで御發言しなすべしと考へるのであります。どなたか御發言の方はあります。それではほかにないやうでありますから、恩赦法に關する質疑は大體この程度で打切つてよろしくございましょうか。

○木村國務大臣 満場御異議がないやうでございますから、これで一應打ち切ります。なお各派の政務調査會、幹事會、代議士會等におはかり下さいまして、明日午前中の本委員會において討論を終結したいと思ひます。さう御諒承を願つておきます。それでは恩赦法關係はこれで一應終了しました。

○庄司委員長 付託されておる統計法案に關しまして、これを議題として討論に移りたいと思ひます。この討論に入る前に、氏原委員より一つの試案として附帶決議を提出されております。その内容を全文御參考のために朗讀いたします。

統計の改善發達のためには統計制度の刷新機構の擴充を急速に實現することが特に重大であるので、政府はこの點に遺憾なきを期せられたい

午前中に申し上げましたやうに、大體この附帶決議を附することに、各派とも御賛成を願ひすることができましたか。

○今井(は)委員 それは各派の共同提案としていたゞきたいと思ひます。

○庄司委員長 これは先程申し上げたやうに、所屬は社會黨の氏原一郎委員の提案でございますが、こゝに提出後本委員會全體の成案となるわけでありまして、そのことは先例上御承知の通りでございます。それでは氏原委員の御案をそのまゝ本委員會の案として、御賛成をお願い申し上げたいと思ひます。

○木村國務大臣 満場御異議なく御賛成をいたゞきました。それではこれから討論に移ります。

○今井(は)委員 私は僭越ながら自由黨を代表して、本案に各派共同提案による附帶決議を附し、賛成をいたすものであります。一言本案實施につき希望を申し上げたいと存じます。

過日先來諸氏が盛んに論じられたこととて思ひますが、日本には立派な憲法がありながら、その運用よろしきを得ず、今日發達の苦しみ陥りました事實に鑑みまして、國家經濟再建の指針となる本案は完全なものであります。その運用よろしきを得ずば、たゞ官僚の増員、國家無用の負擔となるのみでありまして、國家經濟の指針となるものではありません。本案のねらいは正確な統計にある。正確な統計は完全な調査にあると存じます。完全な實地調査を行はず、机上の計算をなして統計々々といふのは、あたかも木によつて魚を求めようやうなものであります。正確な調査の實績をあげられ、戦時中の遺物の統制經濟の是正

をなす指針として、一日も早く經濟再建を期せられんことを希望いたします、賛成の意を表します。

○庄司委員長 丸山君。

○丸山委員 從來わが國の統計は、正確度において非常に遺憾な點があつたことは、各委員から申された通りでありまして、今後この法案を實施するにあつても、たゞいま御發言があつた通り、その運営のよろしきを期せねばなりません、由來わが國統計の正確さという点の根源は、調査の方法、あるいは機構というよりも、つと根本的に國民生活の中に科學性が滲透してない。そこに大きな根本原因がある。かように考えなければなりませんから、一面制度の上に機構を擴充すると同時に、永き將來にわたつて、日本國民生活に科學性を樹立するといふことを併進しなければ、最後まで正確なものを得られないといふことを懸念するものであります。よつて附帶決議のごとき趣旨において、また一面教育敎化の面から國民の科學性を充實するといふ點にも政府は御努力せられんことを望んで、國民協同黨を代表して本案に賛成をするものであります。

○庄司委員長 氏原君。

○氏原委員 私は日本社會黨を代表いたしまして、本案に對し、次の附帶決議を附して賛成の意を表したいと存じます。すなわち附帶決議は、統計の改善發達のためには、地方における統計制度の刷新、機構の擴充を急速に實現することが特に重要であるので、政府はこの點に遺憾なきを期せられたいといふのであります。私のこの附帶決議を本案に附しますゆえんのもものは、今回の統計法の制定によりまして、

中央における統計制度の刷新、機構の擴充といふことは、一應完璧を期し得るかのごとくに考えられますし、また同時に指定統計として指定されたもののつきましては、同様改善發達の跡を見ることができると思ひます。けれども、地方における國家全體の統計の基礎となります、すなわち細胞となりまする地方における統計の制度は、數十年の昔からの機構、數十年前からの制度をそのままに承繼しておりまして、まことにその間における改善の餘地が少いのであります。従いまして政府が統計法を公布いたしました、その實施を見るに至りましても、基本となるべき地方統計の改善發達のために、適切妥當なところの對策を立てませんければ、とうてい國家全體の統計が、たゞいまも今井委員の仰せられましたように、日本經濟再建のための基礎的條件としての、大量的數量觀察の數字を求めることは、不可能であらうと存じます。これらの意味におきまして、私どもはたゞいま申し上げました附帶決議を附して、原案に賛成をいたしたいと存じます。

○庄司委員長 森山君。

○森山委員 たゞいまの御説明の附帶決議を付しまして、全面的に賛成をいたしたいと存じます。

○庄司委員長 それでは討論はこれにて終局いたしました。これより採決をいたします。原案に賛成の諸君は御起立を願います。

〔議員起立〕

○庄司委員長 起立議員。よつて本案は原案通り可決いたしました。

次に委員氏原一則君より提出されました御承知の通りの附帶決議を採決い

たします。この附帶決議に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔議員起立〕

○庄司委員長 起立議員、よつてこの附帶決議もまた決定いたしました。

この際お諮り申し上げます。恩赦法案關係の討論等は、先ほど申し上げたように、明日までに各派の委員各位が各派と御協議の上、それ〴〵御意見を

お持寄り願うことにいたしたいと思ひます。なお本委員會に併託になつております罹災救助法の一部改正の法律案でございますが、これはまだ政府委員も来ておりません。よつて暫時休憩の上、

厚生省に要求をいたして政府委員はもちろんのこと、關係書類等を取寄せてから始めましょうか、あるいはこれから明日に譲りましょうか——ちよつと御參考のために申し上げます。

厚生省から今日はどうしても都合が悪いので、明日にして欲しいというよう

な申出があつたそうでござい

ます。それではいかゞでござい

ますか、今日はこれで散會いたしまして、

明日はやはり午前十時にこの席で、續行したいと思ひますが、さように御諒承を願いますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○庄司委員長 それでは今日はこれで散會いたします。

午後二時五分散會

昭和二十二年四月十八日印刷

昭和二十二年四月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局